

第4回丹波市不正事務処理に関する第三者委員会会議録

日時 平成26年4月16日（水）

場所 丹波市立氷上住民センター大会議室

【会議開催時間】

会議開始時刻 10時00分

会議終了時刻 12時39分

【会議日程】

- 1 定足数の確認 委員5名出席により定足数を満たしているため会議を開催する。
- 2 委員長あいさつ 大内委員長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 調査、審議等の進め方について
会議は公開によることとした。
 - (2) 水道部事案に関して説明を求める件について
丹波市水道ビジョン等基本計画を受けて平成19年度から実施した各年度の事業内容について水道部長が説明を行った。また、平成24年度及び平成25年度に発覚した不正事務処理に係る工事について、年度繰越手続きを行わなかった理由等について詳細を前水道部工務課長が説明を行った。その他委員より事務事業の進捗管理状況、組織体制について質問があり説明を行った。
 - (3) その他関連事項について
 - ① 委員からの質問により、入札検査部の設置の経緯について企画総務部長が説明を行った。
 - ② 委員からの質問により、不正事務処理を受けて行った履行検査体制の見直しの経緯について前財務部事業監理課長が説明を行った。
 - ③ 現在の履行検査体制について、入札検査部入札検査室長が説明を行った。
 - ④ 平成26年4月1日付けの人事異動の方針について、企画総務部長が説明を行った。
 - (4) 次回委員会開催に向けて
不正事務処理を受けての改善状況を明記した文書、組織の目標管理及び職場改善状況に係る資料の提出が委員より求められた。
 - (5) 13時30分から消防本部及び水道部調査の現地踏査を行った。

会議に出席した者（16名）

委員会委員 安藤委員、大内委員、上脇委員、北林委員、元吉委員

委員会事務局 企画総務部総務課長ほか4名

説明員 企画総務部長、入札検査部長、水道部長、入札検査部入札検査室長、前財務部事業監理課長、前水道部工務課長

第4回丹波市不正事務処理に関する第三者委員会

日時 平成26年4月16日（水）

場所 丹波市立氷上住民センター大会議室

午前10時0分 開会

●安田総務課長 それでは、皆さんおはようございます。

ただいまから丹波市不正事務処理に関する第三者委員会の第4回目の会議を開催をしたいと思います。

会議に先立ちまして、この4月1日の人事異動によりまして第三者委員会の事務局の職員に変更がありましたので、最初にご報告だけ申し上げます。

これまで文書法制係の主幹として従事をしておりました荒木が庶務係長として第三者委員会のほう引き続き従事をいたします。また、荒木係長の後任としまして、加賀山主幹が新たに第三者委員会のほうに従事をするということでございます。また、文書法制係の係長の井尻については、副課長としまして主に不正事務処理の再発防止委員会の事務局に従事をするということになりましたので、ご報告だけ申し上げておきます。

また、報道機関から写真撮影の申し出がございましたので、第三者委員会の傍聴要領の第7条の規定によりまして委員長が許可を得ておりますので、ご報告を申し上げます。

それでは、会議次第の1番から順次進めていきたいと思っております。

まず、定足数の確認でございます。これについては、委員会条例の第7条第2項の定足数を満たしておりますので、ただいまから第4回の丹波市不正事務処理に関する第三者委員会を開催いたしたいと思っております。

2番目に、出席者の報告でございます。

出席者の報告につきましては、本日は第3回の委員会におきまして決定をいただきました資料の説明のために、委員会条例第7条第3項の規定に基づいて市のほうから出席をしていただいております職員の紹介を行いたいと思っております。

まず、委員の皆様より向かって右のほうから紹介をさせていただきます。おそれ入りますが、ご起立をお願いしたいと思います。

前財務部事業監理課の中野課長です。

●中野前事業監理課長 中野です。よろしくお願いします。

- 安田総務課長 入札検査部入札検査室の岡田室長です。
- 岡田入札検査室長 岡田でございます。どうぞよろしくお願いします。
- 安田総務課長 技監兼入札検査部の足立技監でございます。
- 足立技監 足立です。どうぞよろしくお願いします。
- 安田総務課長 企画総務部余田部長です。
- 余田企画総務部長 おはようございます。どうぞよろしくお願いします。
- 安田総務課長 水道部山田部長です。
- 山田水道部長 水道部の山田です。よろしくお願いします。
- 安田総務課長 前水道部工務の前川課長です。
- 前川前工務課長 前川でございます。よろしくお願いします。
- 安田総務課長 以上、6名の職員の皆さんに出席をいただいておりますので、ご報告を申し上げます。

続きまして、3番目、委員長の挨拶を大内委員長のほうからいただきたいと思います。

- 大内委員長 皆様おはようございます。大内でございます。

今日は第4回目ということで、初めて丹波市で開催させていただくことになりました。事務局には、大変ご準備等でいろいろお世話になっております。ありがとうございます。

それから、本日、お仕事お忙しい中、説明のためにご出席くださいました方々も本当にどうもありがとうございます。

久しぶりに今日は朝のラッシュというものを体験しながらこちらのほうに来させていただきました。長く久しく忘れておりましたんですけども、やっぱりJRの尼崎までは大変な混みようでございました。

今まで3回やってきたんですけども、一番最初、本当に右も左もわからなかった状況なんですけども、何となく形が見えてきたかなという気がいたします。今回、それから次回はいずれも丹波市で開催するということが決まっておりますので、見るべきものは見、聞くべきものはお聞きしまして、鋭意第三者委員会としての意見をまとめていきたいと思っております。これからもよろしくお願いいたします。以上です。

- 安田総務課長 ありがとうございます。それでは、続いて4番の議事のほうに入らせていただきます。委員会条例第7条第1項の規定によりまして、これからの会については委員長が議長となりまして進行をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●大内委員長 これからの進行につきまして、一応事務局のほうから案がございましたらちょっと説明お願いできますでしょうか。はい。

●安田総務課長 それでは、1 番目の（1）なのですが、調査、審議の進め方について、本日の会議の進め方をご報告させていただきたいと思います。

既に委員の皆様方にはご連絡を申し上げておるんですが、ただいまから大体 2 時間半ぐらいの予定になろうかと思うんですが、1 2 時半ぐらいまでの間、公開で対応していただいて、後ほどの資料等の質疑等行っていただくことになります。あと、1 2 時半ぐらいから 1 時半までの間、昼食の休憩をとっていただきまして、午後については 1 時 5 0 分から 3 時 2 0 分ぐらいまでの約 1 時間半、現地のほうを見ていただくということで、柏原駅に向かっていきますと消防本部がございます、手前に。それと、ちょうど柏原のところに水道部の事務所がございますので、2 カ所を見ていただくという予定にしております。引き続いて、その水道部があるすぐ隣の建物が柏原支所がございますので、その 2 階で次の日程等の簡単な打ち合わせをしていただいて、お帰りの電車については、J R 柏原駅 4 時 6 分の特急に乗っていただくという、こういう予定で本日進めていきたいと思いますので、午前中の会議については、内容によって前後するかもしれませんが、ご了解いただきたいと思います。

以上、このように進めていきたいと思います。

●大内委員長 はい、ありがとうございます。

今日は水道部の事案を中心に、あらかじめ疑問点につきましては、全体のときにお出ししてあるんですけれども、それについてご説明いただくということでよろしいでしょうか。

どういう順番で説明していただきましょうかね。事前に資料をいただいておりますので、資料、事前にいただいた資料、目は通させていただきましたけれども、ちょっと説明していただかないと、肝心のポイントがずれるかもしれませんので、まず資料のご説明からお願いできますでしょうか。どなたがご説明いただけますでしょうかね。

資料の 2 になりますか。それとも、こちらのほうからいろいろ質問したほうがよろしいでしょうか。

●安田総務課長 委員長。

●大内委員長 はい、どうぞ。

●安田総務課長 一旦資料をお配りいたしておりますが、担当部の部長さんのほうから資

料の説明、また水道部のほうから説明いただくということでお聞き取りいただいて、終わりましたら質問していただくということでよろしくお願いします。

●大内委員長　じゃあ、そういうことでお願いいたします。

●山田水道部長　委員長。

●大内委員長　はい、よろしくお願いします、ご説明。

●山田水道部長　水道部の山田です。それでは、お手元のほうに資料としてお渡しさせていただいております丹波市の水道ビジョン等を受けて実施した各年度の事業内容ということで、平成19年から平成27年までのA3版の分がございますが、事業の一覧表をつけさせていただいております。この分でございます。

●大内委員長　わかりますか？皆さん。

●山田水道部長　この水道施設統合整備事業につきましては、平成19年から実施いたしまして、平成27年完了見込みでございます。その年度ごとに、この丹波市の水道ビジョンでは、山南上水区域と市島上水区域、そして中央上水区域と、この3つの区域がございまして、それごとに今事業をこなしております。その中で、各年度ごとに、現年度分と前年から繰り越しした分、そういった事業費別に記入をさせていただいております。特に21年、22年、23年のあたりでは、特に21年度におきましては、繰越合計が、これは平成20年からの繰越合計でございますが、13億7,400万円、それから21年度の現年度予算が8億6,950万円、それにつきまして、また22年度はその21年度からの繰り越しが7億2,800万円、22年度の現年度予算が10億2,100万円、こういった数字で記載をそれぞれしております。

それから、その下に年度合計、その実際に繰越額と現年度の合計をしたその年度の予算を上げております。実施した事業費でございます。

そして、その下に、累計として、年度ごとのそれぞれ実績の累計を記載いたしております。

●大内委員長　おそれ入ります、どうぞおかけになってご説明くださいませ。失礼しました。

●山田水道部長　それから、それぞれの年度ごとの進捗率を掲載しております。

そして、その下の欄に、財源ということで、その実施した事業費の国庫補助金なり工事負担金、企業債、そして繰入金、これは一般会計からの繰入金でございますが、合併特例債とか緊急事業債ですか、そういった財源内訳を記入いたしております。

そして、その下、主な工事内容といたしましては、それぞれの上水区域ごとの工事内容、簡単ではございますが、工事内容等を記載いたしております。

こういったその水道ビジョン、平成19年度から水道施設統合整備事業の進捗状況というものをあらわした表をつけさせていただいております。

それから次に、各年度ごとのこの告訴事件、新たな事件の実施設業務に係る繰越事業、年度ごとの補助金申請の関係がわかるものということで、丹水工第229号、平成22年6月1日の丹波市長から厚生労働大臣に宛てた、平成22年度簡易水道等施設整備費国庫補助金の交付申請についてということで、交付申請書をつけさせていただいております。これは、その22年度の国庫補助金の申請書でございます。その次に、その事業所の所要額の調書をつけさせていただいております。その国庫補助金の申請額、この件につきましては、1,000万円の補助金の申請を行っております。その次の所要額の申請で、一番最後の合計欄のところで、差し引き額というところなんですけども、最終、その分が4,000万円ということで、国の補助事業の対象額がこの年度につきましては4,000万円ということで申請をいたしております。算定額、国庫補助基本額が4,000万円で、その4分の1の国庫補助所要額というところで、合計欄が1,000万円ということで、この1,000万円を補助申請いたしております。

その次のページで、A3判の一覧表でございますが、それはそれぞれの補助金の対象事業への内訳でございます。

それから次に、丹水工第172号、平成23年4月28日付で、県知事に対しまして平成22年度の簡易水道施設整備費の国庫補助事業年度収入実績の報告ということで載せております。これは、先ほど申し上げました1,000万円に対して、繰り越し等もございましたので、その年度の国庫補助金の精算額といたしまして、251万3,000円をその年度の実績として報告をいたしております。

その次のページにその実績の詳細を示しております。最後の合計欄のところでございますが、申請時と精算時との比較ができるように2段書きになっております。先ほどご説明申し上げました差し引き欄のところで、上段、申請は4,000万円でしたが、実際に行った繰り越し等がございまして、実際に行ったのが1,005万2,000円が対象額ということで、算定額、国庫補助基本額が同じく1,005万2,000円、そしてその4分の1の国庫補助申請額251万3,000円という、こういった形で補助金の申請を行っております。

この次のページのA3版の一覧表でございますが、その平成22年度の実施済み事業のところで、調査費というところがございます。957万4,000円、この分につきまして、今回の不正処理を行ってございました平成22年度の分の315万円の実施設計業務委託がこの中に含まれているというところでございます。

この平成22年度の関係につきましては、国庫補助事業、こういった形で国庫補助の申請等を行っておりますが、告訴事件となりました平成23年度の事件につきましては、国庫補助対象外と、その分は対象から外しておると、国庫補助の対象から外しておるということで、平成23年度の分の補助申請はしておりませんので、この資料としてはつけさせていたっておりません。

続きまして、告訴事件、新たな事案で、支払いができなかった場合ということでご質問もされておるわけなんですけども、告訴事件の事案については、市の予算において繰り越し等の事務処理ができていないことから、もしこの支払いができなかった場合は翌年度支払いが非常に難しくなってくるということで、事業の進捗においては特に影響ありませんと書いておりますが、実際はやはりその残の分につきましては次年度で発注を行ったりしておりますので、影響はかなりあったと、事業の進捗に対しての影響はあったのかなという思いはあります。

それから、新たな事案につきましては、平成22年度の補助対象事業であり、国への繰越手続も行っていないことから、検査及び支払いが完了しない場合は補助対象事業費において出来高不足になるということで、先ほども申し上げましたように、申請を行いましたが、この1月末に補助金の確定をいたしまして、最終的に4月に完了報告を行うわけなんですけども、実際には1月中にはその補助金の活用をしなければならないこともございますので、その確定をした金額に対して支払いができない場合は出来高不足が生じるというところでございます。

それから、(オ)のご質問で、水道ビジョン等の基本計画はどのようにして策定されたかわかるものということで、現場を知る実務者の意見が取り入れられていたかどうかというようなことでございますが、まず当時の職員、担当職員から聞き取りいたしましたところ、水道ビジョンの策定に当たっては、水道事業運営審議会予算それから事業説明を行いながら計画を策定しているということでございます。また、資料が若干飛んでおりまして、その資料から推察されることは、水道ビジョンの資料収集として、平成17年11月8日に、当時の水道部におきまして、山南支所にございましたが、その水道部におきまし

て、各旧町単位にサービスセンターが当時ございましたので、その職員から既存の水源の状況聞き取り調査を行いまして、株式会社メイケンの同席のもとにそういった聞き取り調査は行っておるというところでございます。

また、丹波市の水道事業運営審議会では、会議録を確認いたしますと、そういった3回の運営審議会での報告等を行っております。

それぞれ項目ごとに提出させていただきました資料は以上のとおりでございます。簡単ではありますが、説明とさせていただきます。

●大内委員長 ありがとうございます。今のご説明につきまして、委員の皆様、質問等お願いをいたします。

はい、どうぞ。

●北林委員 すみません、2件ほど教えていただきたいと思いますけども、一番最後に説明がありました水道ビジョンの関係なんですけど、これでは10年強にわたる大きな事業の計画をされたんですけれども、この計画の全体に当たっての株式会社メイケンさんのこれ位置づけというのはどういう具合になってたんだろうと。要は、お聞きしたいことは、いわゆる非常によくご存じというか、ずっと携わってて、全体計画も含めて知っておられるというようなことがいろんなペーパーには出てくるわけなんですけども、一方、職員のほうは非常に状況等でですね、変わっていくと、こういうような背景があって、ですから全体の主導というか、全体の概要というのは、この株式会社メイケンさんというのは相当関与しておられたと思うんですけども、その関与の度合いというんですか、審議会の位置づけと。

それからもう一つは、そういうときにおけるところの全体のコントロールといいますか、一つの業者だけに全体のことの流れが行くんじゃないというようなこと、そのコントロールというのは運営審議会の中でどういうぐあいにやっておられたのかという、このことについてまずお聞きしたいと思います。

●大内委員長 はい、どうぞ。はい。

●前川前工務課長 前川でございます。ただいまの質問でございますが、丹波市の水道ビジョンの中で、このメイケン、コンサルタント会社なんですけど、そちらのほうのかかわり合いと、それからこれまでのこちらの会社のほうの丹波市の水道事業に関する関与の度合いということだと思っておりますが、ちょっとその辺につきまして、私のほうも当時はこちらの中には入っておりませんでしたので詳しくはわからないんですが、実際に旧町時代か

ら、市島町のほうではかなりメイケンさんのほうがその事業の設計等にいろいろ関与されていたということで、事情についてはかなり詳しく知っておられる。それから、丹波市内のほかの旧町以外においても、このメイケンさんのほうはかなり水道事業のほうで設計業務に携わっていられますので、全体的な丹波市内の水道の施設でありますとか、水道の事業全体についてかなり熟知をされている業者であるということは確かであると思います。

そういった中で、それじゃどこまで関与ということなんですけど、こちらのほうについても、水道部の工務課のほうで、工務係を中心として丹波市の水道ビジョンのほうで策定をされております。その中で、今の報告の中にもありましたサービスセンターのほうの職員から聞き取りを当初して、その後、今ではコンサル、それから水道部の職員と工務課長ですね、そちらのほうと一緒にヒアリング等を行いながらそういった作業を進めていったというふうに私ども聞いておりますけれど。

●北林委員 それはあれですか、事実上の役割という中で、例えばビジョンの委員会等において、何かいわゆる役割というんですか、それなりの職名なり含めた、何かそういう公的な部分の役割というのがきちっとしてるということではないんですか。

●前川前工務課長 当時の委員会のほうでそういったヒアリング等がなされたということではなくて、内部でのヒアリングという形だろうと思います。

●北林委員 そしたら、それは事実上お聞きになったということで、別によく知っておられたということだけで聞いておられる、こういうことなんですか。例えば委員のサインであるとか、このビジョンの策定委員会の委員であるとか、そういうのになっておられていろいろ聞いたと、こういうことではないということですか。

●前川前工務課長 すみません、ちょっと説明が抜けておりましたけど、こちらのメイケンさんのほうは水道ビジョンのほうの基本計画の受託者でございます。そういうかかわり合いの中で、こういったヒアリング等もかかわっていくということ、業務の中の一環であるということでございます。

●北林委員 その受託者というのは、全体をコントロールすることなんですか。もうその業務をぱっと、その受託の中身っていうのはわからないからあれなんですけども、いわゆる既に計画ができたやつについてこういう具合に実施しますよということの受託というお話ですか。

●前川前工務課長 そうですね、実際に丹波市内全体の水道事業、これの統合整備が中心

になる計画でありますので、かなり技術的な業務になっているというふうには思っています。その中で、この業者が全体を通して中心的な役割を担っていたというのは確かであると思います。

●北林委員 そうしたときに、行政のほうでのコントロールというんですか、いわゆる受託をされたということで、受託する方との関係ですね。コントロールというのは誰がどういう格好でなされたんですか。なされたというか、するようないくつかの組織図というか、体系になってたわけですか。

●前川前工務課長 業務自体の担当課は水道部の工務課になります。その中の工務係のほうに係長中心に担当者とともに業務等の進捗に対してかかわっていたと、いわばそこが中心になっていたということだと思います。

●北林委員 ちょっと言いにくいあれかも知れませんが、そうすると、全体の流れも含めて、職員よりもこのメイケンさんの関係者のほうが全体把握を含めてよく知っておられたと、こういうような構図になってたということなんですか。

いわゆる1つは、要は、要するにそうならんがためのコントロールというのはこういう格好でしておりましたよというのがあったら教えていただきたい。

●前川前工務課長 すみません。私のほうも当時そこに、場には入ってなかったんで、実際にどういった作業がされてたのかというのははっきりはわからないんですけども、その、当然業者のほうは水道の技術的には、コンサルタントですから、十分にそういった内容については把握していると。水道部の職員については、実際にそれぞれ旧町時代から携わってる人もおりますけども、そうした水道技術的なことについて、まだ十分に技術的なところがまだわかってないというふうな人間もおりますので、中で、当然中心的に進めていっているのは、業者のほうにかなり依存していたところもあるのかなと思いますが。

●北林委員 もう一点、よろしいですか。これ、大体10年弱の事業で120億、こういう大きな事業なんですよね。これの前といたら、大体どのぐらいの毎年毎年事業になるんですか。ざくつとした話。

●山田水道部長 もう一度、ちょっと何……

●北林委員 これ、水道施設の統合整備事業というのは、19年から27年までの間というのは120億を超える事業なんですよね。その前というのは大体どのぐらいの事業をこなしておられたんですか。

前というのは何かというと、19年より前というのは、大体ほぼ……

●大内委員長 それ旧町の時代。

●北林委員 ああ、旧町やからわからんか。

●大内委員長 いや、それは知りません。

●北林委員 そういうことなん。

●前川前工務課長 今の質問については、今のこの水道事業の統合整備事業、これにかかわるまではどれぐらいの事業をやってきたんかなというご質問だというふうに思います。

それまでは、多分こんな大きな事業というのはそんなにいっぱいやりませんで、たまに浄水場の更新工事があるとかそういったときには億単位の工事もあるかと思いますが、通常は維持管理的な事業に、そんなにこんなに大きな事業費を取り扱うということはないということでございます。

●北林委員 お聞きしたかったことは、こういう大事業をやりますと、そういうときには、やっぱりかつてないほどの事業であつたら、それなりの体制というんですか、やり方、最終的にはいろんなコントロール、業者を含めて、する形というのは当然お考えになった上でこれやられとんじゃないかなとこう思ったもんですから、ちょっとお聞きしたら、そこら辺の部分の体制というのは十分とられてなかったと、こういうことでいいんですか。なかったという言い方はどうかなとは思んですけど。

●山田水道部長 ちょっと、その当時どういった考え方でその体制をとったかというのは私ども承知しておりません。ただ、今までこういう大きな事業をやってくる中で、本当にどういった体制をとったらよいのかというのは非常に難しい問題であり、その当時はかなり明確な、こういう体制でということはなかなかなかったんじゃないかなという思いはあります。

今までそういった、合併した直後でもありますし、なかなかそういった大きな事業というようなことがなかったんかもわかりませんが、その体制というのは、どういった考えでとったのかというのはちょっとわかりません。

●北林委員 それで、企画総務部長さんお見えですから、ちょっとお聞きをしたいんですけども、市にとっても非常に大きな事業である、こう思うんですけども、そのときに、そのビジョンの策定なり、あとの運営協議会も含めてですけれども、いわゆる全庁的な立場での関与というんですか、チェックというんですか、その水道部だけの問題じゃないよと、この事業を推進していく上において、そういうことについての、全体を総括する中でいろいろ問題点も含めてチェックをしていった意味での企画総務部っていうのは参画をさ

れていたわけなんですか。

●余田企画総務部長 もちろん私もそのときおりませんでしたので、明確には言えませんが、水道ビジョンのこの事業を遂行する中で、企画総務部が参画していたとは思っておりません。

●北林委員 いや、趣旨は、やはりこういう大きな事業になったときにおいては、いろいろなところがかかわりがあるということと、チェックする場合というんですか、そういうものも含めて、他の部局というか、関与するというのは必要になってくるんじゃないかなと思ったものですからお聞きしたんですけど、そういうことはなかったということなんです、組織上は。

●余田企画総務部長 ございませぬ。

●北林委員 それは、その当時おられなかったということなんですけれども、水道部だけでちゃんとこのぐらいの事業はできるよと、こういうことで他の部局も含めて関与されていないということなんですか。

いや、こういう大きな計画というものを水道部だけでなされるというのはちょっと疑問に思ったものですから、ちょっとお聞きをしているわけではありますが。

●余田企画総務部長 そうですね。認識としては、例えば全庁、あるいはその主要部が水道部のほうに連携をとって、対話をして進めるという認識はなかったと思います。これはほかの部においても、やはり合併で初めて部制なるものをしいたわけです。それは、合併前は全て課だったわけです。他の自治体のように、歴史的にそういう組織がこなれて、編成して部制で運営しているところが周辺の町を編入合併したというものと違いまして、ある日を決めて6町が対等に合併しました。今日から部ですよということですので、これは水道部以外においても、例えば建設部でもたくさんの事業抱えてますし、教育部においても学校の営繕とか改善とかたくさん持ってますけども、それは水道部と同じように、その部だけで遂行していくという状況であったと、このように認識しております。

●北林委員 それは、そういうお考えのもとでの体制というのは今でも変わらないと思いますか？要は、たこつぼ型といたらおかしいですけど、縦型でそのままになってて、その部をもって責任を持ってやります、というね。要は、他の部局も含めて、いわゆる横断的なところでのコントロールということも含めて、そういうのは基本的には余りないですよ、ないという言い方はあれかもわからんですけど、考えとしてはそういう理解でよろしいんですか。

●余田企画総務部長 大変弱いです。弱いです。例を出すと、空き家であるとか、ひきこもりであるとか、人口減であるとか、かつてなかったような課題がたくさん出てきてるわけで、一つの部だけでそれを解決せよということになると、非常に難しいわけです。もうそれを他の部と一緒に、ある部がイニシアチブを握って対処をしていこうという習慣といえますか、能力としては弱いです。

●大内委員長 ちょっとよろしいですか。話がちょっとそれるといったらあれなんですけれども、当初メイケンの立場ということでしたよね、水道事業における。それについては、メイケンが受託者っていう言葉を先ほどお聞きしましたので、これ、そのビジョン策定を委託した、その委託先がメイケンというふうに理解してよろしいのでしょうか。

●前川前工務課長 はい。

●大内委員長 そうですよ。ビジョン策定の委託をメイケンにしたと。ビジョン策定する場合に、もちろん市の方々が集まって、コンサルでそういう業者を入れるっていうのもありますけれども、丹波市の場合は策定を委託したと、こういうことですよ。

この運営委員会というのがあるんですけれども、ここで報告を聞きつつ、最終のビジョンについてオーケーを出したと、そんな感じなんですか。運営委員会っていうのはどういう役割なのかな。運営審議会ですね、ごめんなさい、運営審議会。まず、水道事業を全市的にやるについて、この丹波市水道事業運営審議会っていうのを立ち上げたわけですかね。そうですかね、違います。

●前川前工務課長 丹波市の水道事業運営審議会については、水道事業をするにあたり最初にされるものなんですけど、今回のこの丹波市の水道ビジョンについては、この報告書の中にも書いてありますが、適宜水道ビジョンの進捗について報告を審議会のほうにしながらやっていったということで、諮問はされておまして、丹波市の水道ビジョンの計画については運営審議会のほうに諮問がされております。

●大内委員長 え、市長から諮問されてますね。

●前川前工務課長 市長からの諮問。その中で、報告等しながら、審議会のほうで答申をいただくという手続がされておったと思います。その中で、18年7月ぐらいだと思うんですけど、水道ビジョンについて、統合整理の部分について抜き出した形になるんですけど、中間の答申が出されております。その後に、料金問題もございましたんで、料金の統一という問題が、一つの大きな課題がありまして、そちらのほうもあわせて答申、最終的にはしたという形にはなっております。

●大内委員長 審議会が市長に答申したというふうなことですか。

●前川前工務課長 そうですね。審議会のほうから市長に対して答申がなされたということです。

●大内委員長 それの実動部隊として、そのプランの策定をメイケンに委託したと、こういうことですかね。まだ違う。

●前川前工務課長 形的にはそういう形になろうかと思うんですけど。

●大内委員長 メイケンがどんな委託を受けてるかっていうことだったら、契約書があるでしょうから、そちらのほうからでもわかるかなと思います。

この件について、何かほかのございましたか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●大内委員長 そうしましたら、私たちが前の委員会ですごく疑問に思っていたことは、何で仕事をする前に払っちゃったのかと。これは、その年度内に払ってしまわなければ後々事業にすごく支障が起きるとか、あるいはもう払えなくなるとか、そのお金がどこからも入ってこなくなるとか、そういうプレッシャーがあってやったんじゃないだろうかと、一つの予測をしまして、それでどんなものでしょうかとお伺いしたんですけれども、その点について、今、告訴事案について、それから新しい事実についてということで回答をいただいたんですけども、ご質問ございませんか、委員の皆さんから。

●安藤委員 新たな事案のところで、補助金の精算のところで、この事業以外にも幾つか実績があると思いますけども、その実績ってどんなやつがあるのかというのはどうでしょうか。そもそも、1,000万で申請しているわけなんですけれども、その中に、この新たな事案の分と、そのほかに多分何かあると思うんですけども。

●前川前工務課長 資料の算定額の明細書というのがあるんですけども、そこで見ていただくと、平成22年度の実施済み事業というのと、平成22年度の繰越事業というのがあり、その中で、工事としては、新友政第4水源に至る漏水管の工事というのが2,055万3,000円あります。

●各委員 どれ見たらいいんですか。

●大内委員長 ええ、どれ見てるんです。一番最初のこの表ですか。

●安藤委員 最後から3ページ目のところですよ。

●前川前工務課長 ちょっと実績のほうで見ていただきますと……

●安藤委員 この調査費のところで1,005万2,000円になっていますよね。その

中に新たな事案のほうも入ってるんですけども、それ以外にも700万円ぐらい別の、し
っかり何か実績があると思うんですが。

●前川前工務課長 実績としては、測量業務がありまして、それと今回実施設計業務の分
であるという。

●安藤委員 そしたら、もう測量があって、その設計実施をしてるという感じになるん
ですかね。

●前川前工務課長 そうですね。

●安藤委員 測量が終わってるということなんですか、そうすると。前回の質問、中野さ
んからお聞きしたところでは、その実施設計をするに当たって、側道とかの何か調査が終
わってなかったらそんな業務はできないんじゃないかというふうにお聞きしたんですけ
ども、そうするとこの実施設計と一緒に、もう測量も700万ぐらいででき上がってるとい
うふうに考えてよろしいんですか。

●前川前工務課長 確かにこの発注の時期というのは、実施設計を終えた後に測量業務が
実施されておりますが、ちょっと順番としてはおかしいということだと思いますが、
その中で、測量業務のほうが先に完了して、実施設計業務については今回のような事態に
なっているということなんです。

●安藤委員 測量はどれぐらいの段階で終わってるんですかね、時期的には。測量が終わ
らないと実施設計ができないですね。

●大内委員長 新たな事案のことですか。

●安藤委員 ああ、そう、新たな事案。

●前川前工務課長 実際に測量のほうがいつ完了したかというのは、時期は覚えていない
んですけども、その年度内には完了しているわけなんです、当然。その後、その測量結果
を受けて、実施設計のほうにかかっているという形になりますんで。

●安藤委員 時間的に結構タイトなのかなという、思えなくもないんですけども。それ
でも、タイトなんだけども、一応やってしまったみたいな感じになっているんですかね。

●前川前工務課長 そうですね。ちょっとその当時の状況というのは、私もはっきり考え
つかないんですけど、実際に測量業務の成果をもらってから、その期間で、年度末までに
設計をやって、その中でかなり厳しい状況であったということは思っております。

●安藤委員 だから、そういうふうに思えば、繰り越しの処理とかを本来すべきというの
はかなり早い段階でわかってたのかなというふうに思いますが。1月末ぐらいまでに何か

処理しないといけないとお聞きしたんですけども。

●前川前工務課長 それは、本件の経緯につきましては、実際のその1月末までにその繰越報告というのを国のほうに上げなくてはならないという期限がございますので、その中で、その当時、実施設計業務については繰り越ししないという形での報告をして、事実を申し上げればそういうことになっております。

●安藤委員 とりあえずまあいいです。今は。

●北林委員 すみません、1つ。その関係で、繰り越しをしないっていうことの決定というのは、どこまで上げて、決定をとれてるわけですか。いわゆる部内では、もうペーパー、いわゆる決裁という格好でとられて、繰り越しをしませんよというものの決定をとられとるという、こういうことですか。

●大内委員長 しません、するということの決定かな。しませんよという決定はあるのかな。

●山田水道部長 当時、おそらくなんですけど、推定の話で申し訳ないんですけども、おそらく部内で協議して、その報告の決裁をとる、こういった形で報告します、補助申請をします、実績報告をしますという形で、その報告書の決裁をとるということで繰り越しはしないという認識であったと思います。繰り越しはしませんよという決裁というよりも、こういった形で報告しますということでその意思決定がされたと思います。

●北林委員 それは、その部長さんまでの決定なんですか、部内決定ですよ。

●山田水道部長 ちょっと決裁規程を見て確認させていただいて、また報告させていただきます。

●安藤委員 今はどうなんですか。今はそういう何か繰り越しの決定とかは、するようなことはあるんでしょうか。

●大内委員長 多分繰り越ししない決定というよりは繰り越しをするというところで決定をするんだと思いますけどね。

●北林委員 そうですよ、はい。

●大内委員長 それの最終決裁権限はどなたかなというご質問ですね。

●山田水道部長 国庫補助の申請、補助金等の申請につきましては市長決裁になっておると思っています。

●上脇委員 ちょっといいですか。

●大内委員長 はい、どうぞ。

●上脇委員 ちょっと回り道かもしれませんが、私の認識を申し上げておくと、なぜこういうビジョンの話が出てきたかという、1つは、丹波市不正事務処理等再発防止委員会ってのが去年の1月に報告書を提出されてます。これを拝見しますと、最終的には、これ契約履行の検査体制のあり方の見直しを提言されてるんですね。要するに、この不正がどこにあったのか、その不正に対して今後どうしたらいいのかっていうことで提案がされてるんだと思うんですね。これ自体は、的確に、検査態勢の見直しをやらないと不正がチェックできないわけですから、それはそれで構わないんですが、構わないというか、それは的確だろうと思うんですが、そこだけが問題なんですかっていうことなんです。

不正の事件ていうのは、いつか、不正をしない、引き返せるターニングポイントがあったはずではないかと。最後の最後は、例えば検査のところで、検査がきちんとやってれば、これ完成してないでしょうと、チェックができるはずなんですよ。ところが、これができないから、この報告書ではこのチェック体制を見直してくださいと言われてるんですね。

ところが、そのチェック体制が機能するその前に本当に問題がなかったのかっていうのがちょっと関心があるんですね。というのは、計画段階で果たして無理がなかったんですかっていうのがあります。例えばこの報告書、先ほども申し上げた報告書の中で、地元の同意がなかなか得られない。そうなってくると、仕事が進まないわけですよ。ところが、町の計画においては、地元の合意がなくてもできる計画と地元の合意がないとできない計画がもしあったとすると、地元の合意がなかなか得られないのであれば、これについて事前に検討されたのかどうかちょっと気になってるんですよ。それを検討していて、なかなか地元の合意が得られないような事業であれば、それに大分時間がかかれば、計画が順序よく進まない可能性があるわけですよ。補助金をもらっている事業については、これをできるだけ計画どおりやって補助金を得ないと、丹波市としてもこれは困ると。できるだけ補助金は得られるほうがいいわけですから。ところが、それを得ること自体が目的になってしまって、結果的に不正が行われてしまった可能性がないのかどうか、そこをちょっと気にしてるんです。

検査のところはわかりました。ある程度報告書を読ませていただいてわかっていますが、その前の段階で不正が防止できなかったかです。例えば繰り越し1つとっても、できなかったんですか、でも繰り越しをすると補助金に支障が生じるんですか、そういうことを教えていただきたいんです。お願いします。

●大内委員長 場合が2つありますんで、告訴事案と新たな事案と。新たな事案のほう为国庫補助金に関係してるようなので、まず新たな事案のほうから。これ、繰り越しの手続しなかったんですよね。それで、年度末に設計ができてないと。こういう場合に、あとその、事実上繰り越してしまったら補助金なんかはどういうふうになるのか、何か手続で取り戻すことができるのか。あるいはできないのか。もう過ごしてしまったら、もうこりゃ支払う原資がなくなっちゃうというふうな大変なことになるのか、その辺をお聞きしたいです。

●前川前工務課長 今いろいろと質問出たんですけど、1つ目に委員長がおっしゃいました補助金の関係なんですけど、この新たな事案に対する補助金については、実際に交付を受けておりますので。ただ手続上、繰り越しをすれば当然繰り越しもできたということは考えられます。それで、実際には、補助金の枠というのは決まってまして、その年度に交付申請上げた額っていうのは決まっております。

その中で、実際に補助金の交付申請の額というのは決まっているんですけど、その中で、この実施設計の部分が繰り越しできないという状況ではなかったというふうに私も認識しております。

●大内委員長 1月末のリミットを過ぎてでもできるということですか。

●前川前工務課長 1月末の報告から大きく違ってしまうというのは、かなりこれは国のほうからもペナルティーがあるというふうには思うんですけども、実際にはできてないということであれば、当然繰り越しをしていかなければならない状況ではありますんで、そこは仕方がないのかなとは思いますが。そういう状況になった場合に、国のほうにもそういう説明をして、繰り越しのほう、手続をさせていただくというような形で持っていけばよかったのではないかなというふうには思うんですが。

●上脇委員 いいですか。

●大内委員長 ああ、どうぞどうぞ。

●上脇委員 何で、だったら繰り越ししなかったのか。私が告訴事件をあえて申し上げたのは、どうしても遅れてしまう何か原因があるんだろうと思うんです。計画が進まない、そのところをどう認識されていたのかっていうのが問題になると思うんですね。補助金について支障がないんだったら、繰り越しの手続をとれば問題がないのに、なぜその選択肢をとらなかったのか。何か原因があって、どうしても繰り越しの形をとりたくないっていう事情がなかったんですか。そこが気になってるんですね。チェック体制のところはも

うとりあえずわかってはいるんですが、計画を進める、あるいは計画を立てる、そういう中で、もっと原因がほかにあるんじゃないかということでお尋ねします。

●山田水道部長 そのどういった形で繰越手続をとらなかったか、その決定した内容、それについてはちょっともう、その担当者じゃないとはっきりしたことはわからないんですけども、おそらくそういった繰越手続云々、補助金絡み、そういったところが大きなウェイトを占めておったのではないのかなと思います。

あと、繰越手続をした、当然、その補助金も申請しておりますので、繰り越しをすること自体がもう頭の中になかったんじゃないかなという思いもあります。

●元吉委員 誰の頭になかったということでしょうか。

●山田水道部長 ちょっとここは推測なんですけども、その当時の担当者は、もう何とか本年度事業でやりたいという思いもあったんじゃないかと思います。

●大内委員長 当時の担当者から事情聴取したその記録もあるんですけども、私たち読みましたけれども、もう一つその辺がわからない。とにかく業者に悪いから払うというふうなことが前面に出てきておりまして、それだけでそんな大事なお金を払うのかということから疑問が出まして、じゃあ繰り越しの手続っていうのは非常に難しいというか、繰り越すなというふうな、例えば市としての風潮というか、その無言の圧力というか、そういうのがひょっとしてあったんじゃないかというふうなところも推測して、繰越手続ってそんなに面倒なんですかとお聞きしたら、いやもう、そんな1月末のタイムリミットを過ぎたって事情を言えば通るはずやというふうにおっしゃるんで、そしたらそういうことは一番直接の担当者がどうして知らなかったのかなということですね。1月末までに繰り越しを上げるということをしなかったのは、それは確かに現場の判断ミスやと思いますけれども。だから、その全体の風潮、イメージとして、繰り越ししたらえらいことになるというふうな風潮がなかったのかというふうに思いまして、いろいろご質問してるわけです。いかがでしょうか。

直接担当じゃないんですけど、当時の担当者から事情聴取した記録見てもちょっとわからないですね。今言ったように、業者に悪いからっていうふうなことしか出てないので。もっとほかにも隠れた原因があるんじゃないかなと思ってるところなんですけども、そういうことはございませんか。

●前川前工務課長 ちょっとその辺の細かいところでは、私のほうでちょっと今推測でしか話ができないんですけども、最初に説明させていただいた水道ビジョンの進捗状況とい

うのがA3版であるんですけど、これを見ていただくと、平成19年から本格的に事業に入ったわけです。

●大内委員長 平成19年からずっと並べてある分ですね。

●前川前工務課長 そうですね。実績がずっと書いてある分なんですけど。この中で、既に平成19年から平成20年に19年の繰越分というのが発生してきております。それからまた、平成20年から21年度へ繰り越ししている部分、かなり金額的にも13億と大きくなっておりまして、当時この19年、20年あたりで、当然その土木整備事業に係る地元との協議というのもこのあたりで集中的にやっております。そういった関係で、なかなか事業が進んでいなかったという裏づけにもなるのかなということだろうか。その中で、毎年10億近い繰り越しをしていっているということで、最初の平成19年度あたりでの繰り越しの分がそのまま毎年現年度の予算の積み残しというものを生んできているということで、具体的に進捗としては、厳しい中で統合整備の事業というのは進んできているなとは言えるのではないかなというふうに思いますけれども。

●元吉委員 この今一覧でいただいているのは、予算上はというか、金額的な進捗になっているんですが、事務事業評価というものとかにおいて目標数値の変更とかはされていないんでしょうか。

●前川前工務課長 実際にこの統合整備事業というのは、当初平成26年度完了というのが目的としてはありました。これについては、合併特例債をこの事業の財源としておりまして、この特例債の事業のほうは合併してから10年という期限が切っております。その中で、平成26年度が最終年度になるということで、この計画も平成26年度を当初は工期年としてやっております。

●元吉委員 いえ、今聞いていたのは、当初の計画がどうだったかではなく、毎年事務事業の事業評価をこちらは設定をしていますか。事業評価はされて、毎年していращいますか。

●前川前工務課長 毎年行っております。

●元吉委員 としたら、その年の事務事業評価を見た人によって目標数値を変更するということはされていなかったか。ビジョンを立てたときに、平成26年度を完了として目標数値の設定をされていたと思います。ただ、繰り越しがこれだけ重なってくると、そうはいかないなということに目をつぶるのではなくて、それをどこかにしわ寄せをお願いする手だてをつくらない限り、どう考えても進捗の遅れが26年におさまるというのは考えにく

い状況が来てたんじゃないかなと推測されますが、その場合に、目標数値を見直すということが必要になってくる可能性はなかったでしょうか。見直されたというような、何か事務事業評価の見直しを行ったという記録はありますでしょうか。

●前川前工務課長 実際目標については、私が平成24年にこちらの工務課のほうへ来るまで、平成26年度完了というふうな目標を掲げたまま進んできていたというのが実情であります。その中で、今回最初のメイケンさんのほうの事件等受けまして、その分で設計が1年遅れてしまったと、設計の進捗が1年遅れてしまったということになりましたので、それを受けまして、当然事業のほうも遅れが出てくるということで、平成27年に完了というところに1年計画を延ばしたということになっております。

●上脇委員 ちょっと違う視点であえて申し上げますと、先ほども言ったように、検査体制の見直しはしたと。だったら、もう二度と不正は起きないんですかということなんです、実は。検査体制のところを見直したんだったら、もう今後不正は起きませんって言えればいいんですが、本当に大丈夫かな。さっきもちょっと申し上げたように、不正が起こるときの幾つか分かれ道があると思うんですね。計画の段階から、それを実行する段階から、さらに検査の体制のところから、幾つかやっぱりチェックポイントがあると思うんです。だけど、その最後のチェックをする検査のところだけやっていて十分なのか、いや、もっと前の段階からきちんと見直さないといけないのかどうかです。計画を立てるときに、どうもあるところをお願いする、それで十分なのかっていう。そこからスタートして、どうも計画通りにいってないと、それについての軌道修正をこれまでやってきたんですか。やってこなかったら、それを反省しないと、また不正が起こる、可能性ですよ、そういう可能性があるわけですから、そのののところを知りたいんですね。

だったら、もっと端的に申し上げますと、これ検査体制以外で何か改善点ありますか、この事件が発覚して以降。何か改善された、こういう点でも今後不正が起きないような改善点が説明できるというのがありますかね。

●山田水道部長 不祥事が発生して以降、やはり大きなところでは、上司への報告又は相談等が遅れたと、現場の対応が上へつながっていなかったというようなところもございまして、それは職場の中のコミュニケーションがとれていないというふうなところで、その工程会議、部内の進捗を確認するような工程会議を月に1遍程度行っているとか、その横の連携をとっていくとか、そういった連絡、上司も現状を把握するというような必要性はあるということで、そういった工程会議をこの25年度からは行ってきたというようなと

ころです。

●元吉委員 担当者が上司に報告しなかったのが問題という今状況認識をされて、その言いやすい環境をつくるのはコミュニケーションとおっしゃいましたが、順番が逆だと思うんですね。まずは目標設定をして、それに対して仕事を提供、与えるのがまず上司の役割で、そこから進行管理が始まるわけなので、報告をさせる人の役割がまず認識できていましたかっていうことがあったと思うんです。そういう意味で、目標は適切に設定されていなかったか。そういうところに改善点はなかったでしょうか。

●山田水道部長 目標設定につきましては、当然職員と係長、そして課長、部長と協議をしながら目標設定をしていくわけなんですけども、やはりその書類からの内容を部長が把握して、それを設定するというようなところで、その当時、その目標設定でどういった問題があったかなかったかというのはちょっとわからないわけなんですけども、その目標設定はするというのは、やはり職員も可能であるというところで設定はしておりますので、その分のほうをどうかということとはちょっと・・・。

●上脇委員 さっきから指摘されてるのは、視点を変えると、目標それ自体が達成不可能な目標だったら、しわ寄せが来ますよね。その人にきちんと報告してくださいって上司は思っても、実際現場でやってる方にとってはすごい負担なわけですよ。そういうものが改善されなかったら、どこかでまた違う形でミスが起こる可能性がないんですかっていうことだと思いますね。で、聞き取りでは、業者のためって言うとか何か聞こえがいいかもしれないけど、悪くとっちゃうと、何か業者とも関係があるんですかと疑われるし、もう一つは、本当に業者のためだけだったんですか。補助金があれば市のためだと思えば、場合によっては不正をやっても構わないっていう、そういう職場の土壌があったとすると、それを改善しないといかんわけですよ。

何か一生懸命、ちょっと皆さん遠回しに聞いてますが、端的に言うとそういうことにおそらく最終的にはなると思うので、当時きちんとその目標設定について見直しがされていたのかどうかっていうのは結構重要なご指摘なんです。いや、なかったのならなかったで、それを見直して、今年度から、前年度からでしたっけ、そういう会議について設けて、見直しの方向に行ってるんでしょうが、本当にそこを的確に反省されたのかどうかはちょっと見えないもんですから、ちょっとくどいようですけど、質問します。

●前川前工務課長 当時においても、当然年度の目標設定というのはされております。その中で、実際にこの進捗、実績等を見てみますと、繰り越すしかない問題が出てきている

というふうな形にはなっておりまして、その進行管理という点で、なかなか当時の状況を聞いてみますと、月ごとのそうした進捗管理の中で、会議等もなかなかできない状況であったということは聞いております。そういう中で事業が進んでいるということなんで、昨年からになるんですが、部長が申し上げましたとおり、そうした毎月の打合会、これは当然開いていく、その中で、遅れ等の把握は管理職のほうも十分に把握をしながらやっていくという形には変えてきております。その辺が、我々もその当時、今回の事件を受けて、再発に向けた対策としては有効な手立てではあるというふうに信じてやってるということでございます。

●大内委員長 今回の2つの事件は、一番直接の担当者だけがやったことじゃなくて、その上司も一緒になって、検査の段階で通るように、言葉悪いですけど、画策したっていうふうな事案ですから、進行管理、直接に現場の進行管理されるのはやっぱり課長さんクラスまでの中間管理職の方だと思われまますので、だからそこに大切なチェック係があるにもかかわらず、それがなされなかったということについての反省に立って現在何らかの対策が立てられてるかどうかということもお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

●山田水道部長 98条のような特別委員会の提言等を受けまして、それぞれ各職員とのヒアリングなども行いまして、直接意見を職員から聞いたりもしました。その中で、やはりなかなか上司とのコミュニケーションがとれなかった、特に係長、課長とのコミュニケーションがとれなかったというようなところもあったりしまして、現在そういった月1度の工程会議なんかを行いまして、各係でも係長がその進捗状況を把握するというようなことで、それを課のほう、また部のほうへ持ち上げて報告をさせるというふうな形で、今進捗管理を行っておるところでございます。

そういった、かなり連携、そういったものが大変必要になってくるというふうに思います。

●大内委員長 いろいろお聞きしたいことは尽きないんですけども、時間の関係もございまして、この進行管理等につきまして、また後日質問等があれば、また事務局を通じて質問させていただきたいと思います。

ほかのことで、今お聞きしておきたいこと、あるいは疑問に思うこと、ございましたら、どうぞご質問を続けてください。

●上協委員 ちょっといいですか。

●大内委員長 はい。

●上脇委員 ちょっと参考までに教えていただきたいんですけど、合併前と合併後で、その仕事のやり方みたいなものが、中には職員の方の間では変わったというふうに認識されてる方もいるかなと想像するんですが、その合併前のやり方と合併後で何か大きく仕事のやり方が変わったとか、それは場合によっては意識が影響してる可能性がないのかどうかってというのがちょっと気にはなってるんですが、全くそれはこの事件では関係ないのかどうか、そこがちょっとわからないもんですから、もし何かありましたら教えていただきたいんですけど。

●前川前工務課長 合併前にどういったやり方をしていたかというのは私のほうも詳しくはわからないんですが、実際に旧町時代は、課単位ということで、水道課という形で、上司も2人のどっちかが工事のこと、日常の維持管理のこと、全て少人数で、みんなが一緒になってやってきたということが通常であるかというふうに思います。そうした中で、合併後については部制がひかれて、水道部の中で、今回あった業務課というような形で、人数的にも増えておりますが、そうした中でのコミュニケーションのとり方、横の連携というのは今までなかったところではあったらというふうに私も認識しとんですけど、実際には少人数の中でそうした作業をみんなで一緒にやっていたという形から、大きな水道部という一つの組織の中でやっていくというところには、まだまだそのシステムのにも、コミュニケーション的にも慣れていないところがあったんじゃないかなというふうには思います。実際どこがどう違うかということ具体的に説明することは今ちょっと頭に思い浮かばないんですけども、そうした状況の中で、職員本人も戸惑いがあったということは関係ないのではないかなと考えますけど。

●上脇委員 もう一点だけ。実はこちらでは消防のほうもやってはいるんですが、ちょっと、水道もそうだと思うんですが、ほかの部署とちょっと離れておられますよね、本庁から離れておられると。普通、合併前であると、場合によってはなあなあで、係長、課長も一体となって場合によっては不正をやるっていうのは、ある意味、ああ、やっぱりそうなのかって思っちゃうんですが、でも合併後に、合併前の人達だけでやってるわけではどうもないところもあると思うんですが、課長まで一緒になって、上司まで一緒になって不正が行われるっていうのは、何か特別の意味合いがあるのかどうかはちょっとわからないんです。

先ほどお聞きしたのは合併前と合併後でどうかっていうんですが、もう一つは、やはりちょっと部署が離れていること自体が影響があるのかないのかっていうのは全く関係ない

ですか。私のほうでもちょっと手探りなものですから、そういう状況があるのかどうか。場合によっては、離れているがゆえに不正がやりやすかったということがあるのかなのか、その辺はどう分析されてますかね。

●山田水道部長 離れてるから不正がやりやすかったとか、やりにくかったかということとはちょっとわかりませんが、やはり離れておるということは、問題が発生したその時点で、即市長なり副市長に報告をするということはかなり難しい問題になってきます。難しいです、はっきり言って。大変市長、副市長もかなりスケジュールが詰まっております、今行ってもなかなかご提案できない、またなかなかスケジュールが合わないときがあったりもしますので、やはりそういった中で、離れておる、その水道部の部屋の中でどうしても完結をしなければならないという思いはあったのではないかと思います。

●元吉委員 すみません、追加で。仕事のやり方が変わりましたかっていうことに対してなんですけれども、課制だったときから比べて、部制になるっていうことは、部の中に複数の課があるっていうことになってるんだと思うんですけれども、一つの課でこれだけ大きな繰り越しになるような事案が発生したときに、困った、困ったということを上司と部下で言い合うだけではなくて、課長同士が相談をし合って、おい、どうしたんだと、困ったことが起こってるぞということであれば、全力を挙げてそれを助けるというような横の課長同士の関係っていうのは、この場合いらっしゃらなかったかもしれませんが、課は課だけで縦に閉じこもっているのか、それとも一つの課で大きく事業の進捗に支障を来すようなことが起こったとき、横の、水道部内ですけれども、課長同士が相談をして、一緒に協力をし合うという関係はありましたでしょうか。

●山田水道部長 今現在、業務課と工務課と2つの課があるわけなんですけれども、当時も業務課と工務課の2つの課ということで、その連携というのとは、やはり工事は工務課で、あと業務のほうについては業務課のほうでという、そういった縦割りの組織でありましたんで、その課同士の助け合いというのとは余りなかったのではないかと思います。

●余田企画総務部長 先ほどの上協委員の質問とあわせてですが、やっぱり兵庫県さんなんかと違って、その旧町の中では知った職員同士で仕事をしている、あるいは地縁、血縁というのとは非常に濃いもんがありますから、もともと合併する前と比べると、その知らない人と職場で仕事をするという習慣はなかった、かつその知らない人を仕事を通じて知っていったって協調していこうという習慣というか、能力というか、風土というか、そういうものがなかったのは事実でございます。

●北林委員 ちょっともう一点、よろしいですか。

●大内委員長 はい。

●北林委員 水道部の職員なんですけれども、全体で二十二、三人ぐらいだと思うんですけれども、その中で、事務屋さんと技術屋さん、特に技術屋さんというのは、こういう、例えば土木の方であるとかいろいろおられると思うんですけれども、その人数がわかったらちょっと教えていただきたいということと。

もう一つ、23年度に係というのは廃止になって、人が5人ぱっと減ってるんですよね。減ってるんですけど、このペーパー見ますと、その理由をちょっと教えていただけます。事務とか技術云々というのはまた別に、それは事実ですから、それは結構です。ただちょっと、23年度にぱっと5名ほど減ってるというだけがちょっと気になるんですけども。どうしてか。

●山田水道部長 徴収業務、水道料金の徴収業務とかそういったものを業務委託をしましたので、お客様センターの業務委託をしましたので、その関係で人数が減ったというところですよ。

●大内委員長 ちょっとよろしいでしょうか。ずっと水道の関係でいろいろお話伺ってるんですけれども、入札検査部というのが、この4月からになるんですかね、新たにできたということで、今日入札検査室長お見えになってますので、それをつくった意図と、それから今後どういう形で検査等に対応していかれるのか、前のときも少し中野さんからお伺いしたところではあるんですけれども、ちょっとそれ、せっかくお越しいただいてるので、お聞きしたいと思います。

●余田企画総務部長 意図につきましては、これはもう検査機能の強化と独立性の確保です。特にこの水道部の1年前の新たな事案のほう、これが今回もれていることも、メイケンの事件でも、緊張感がなかった、疑いが非常に強かった。メイケンのほうは水道部の中で検査をしておるわけです。その1年前の新たな事案のほうは、事業監理課のほうに検査に行ってる。もちろん橋梁なんかの検査に比べたら非常にわかりにくい検査であったにせよ、やはりここで事業監理課から分離、昇格させて、人員も補充して、機能と独立性を確保したいというのが意図でございます。

●大内委員長 法的な整理については、もう資料いただいておりますので、よろしいですよ。

何かお尋ねになりたいことはありませんか。

●北林委員 ちょっと事前に資料——あ、よろしいですか。お話しされるんだっただろうぞ。

●岡田入札検査室長 よろしいですか。入札検査室の岡田でございます。よろしくお願いします。

先ほどどういう方向で行かれるのかというようなご質問もあったんですけども、上脇先生のご質問にもありましたけども、検査体制だけを見直ししたら不正が防げるのかということがございました。適正な契約の確保という観点からしましたら、業者の選定、あるいは物品でしたら、どういうものを買うのか、仕様をきちっとしたもの、それがまず第1段階、それから監理、それから検査という流れで契約の確保はされているんですけども、この中で、担当課が担う部分、これは監督員の部分でございます。今現在は、検査の体制は見直しましたけれども、監督という部分についてまだ周知ができていない部分もございます。こういったところ、監督、検査あるいは当初の仕様書の作り方といったところをきちっと整理をして見直していく必要があるのかなということで、今年度取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

●北林委員 すみません。2点ほどちょっとお聞きしたいんですけども、今回の改正で、契約による監督職員、調査職員、検査職員に関する要望というのを改正をされておられます。それで、その中の第4条の検査職員というところで、これは今回とも関係をするんですけども、その主管課の課長等又は課長が命ずるこの職員というのを、これは第3号でそのまの格好で残っておるんですけども、通常こう考えたときに、通常ですよ、同じ釜の飯というか、それを食べてる職員が見て、やって、できるのかという素朴な疑問がまずある。そのこのところも、やっぱりこれは金額の少ない部分というのは主管課の検査職員にそうしましょうということでしておられるということで、そのこのところはこうなったんですよというところの理由を、こういう部分、こういうことの結果、やはりこれはやむを得なかったんだっただら、そういうことのお話をちょっと教えていただきたいと。

●中野前事業監理課長 第3回の委員会的时候にも要綱の改正ということで若干お話はさせてもらったわけですけども、ただいまのご質問なんですけども、前回申し上げましたように、検査依頼というのは年間1,400件ほどあります、ここ数年。それで、なおかつ年度末の3月には、そのうち、工事なんかでしたら30%程度、年度末に集中する部分がございます。それで、今回、昨年の11月に履行検査に係る要望を2つ対象にしているわけ

ですけれども、これはメイケンの問題を受けまして、担当課長が検査するのは、具合が悪いというのが再発防止委員会の報告書にもございました。その報告を受けまして、極力担当課で行う検査は少なくするというのがこの改正の目的でございます。しかしながら、今回その改正によって、事業監理課以外の職員が検査できる体制としまして指定検査職員の制度を設けましてやるということにしたわけですが、どうしてもやっぱり事実上、検査部署の職員が増員できるのも限りがあるということで、実質、実際のところ、検査できる、年間1,400件の検査ができる、どういいますか、実際に検査できる体制を考えて、どうしても主管課の検査はやむを得ないというような中で、丹波市履行検査要綱の別表のほうにありますように、事業監理課の職員、指定検査職員、それから主管課の行える検査、それぞれ範囲を決めまして、できるだけ主管課の検査は範囲を狭めたということでございまして、工事については今後随意契約部分のみできる、あと業務関係でも、極力検査できる範囲を狭めて、改正を行ったというところで、一概に大きなものについてはもう主管課の課長等の検査はできないような制度に改正したところでございますが、これは見直しの一歩でございまして、将来的にはそういう、今ご指摘があるように、やっぱり実際事業を行った主管課の検査というのは外していく方向にあるべきことだと思いますが、いわゆる実態に合った制度としていかないと、無理が生じて、またここで、どういいますか、目的がそれたようなものになっても困りますんで、そういうことから見直しの第1段階でというような格好で制度を改正したところでございます。

●北林委員 わかりました。それで、ざくっとしたあれでいいんですけど、1,400件の中で、その事業監理課の職員がやられた、あるいは指定検査職員がやられた分、あるいは主管課の検査職員がやられた分、大体どのぐらいの割合というか、どんな単位になるかということが1つと。

もう一つ、ここの金額、130万円とか50万円とか出てきておるんですけども、この考え方はどっから来たのかという、あるいはどっかからのやつを準用してるんだったらそれで結構です。

●大内委員長 入札の関係ですね。

●中野前事業監理課長 年間の検査の割ですが、ちょっと手元に資料ございませんので、例えばこの制度改正前の24年度でしたら、全体で検査の件数が1,350件でございます。このうち、事業監理課で検査してるのは576件で、全体の42.6%でございます。こういう状況であって、改正をしたのは25年度の11月ですんで、それ以降に指定

検査職員を任命して対応していたところでございますが、ちょっとその25年度の実績というのは手元にありませんので、また後日でも、後日でも報告をさせてもらえたらと思っております。

●北林委員 金額の根拠という。

●中野前事業監理課長 それと、金額の根拠ですね。すみません。実質、大きな事業については、事業監理課の職員若しくは指定検査職員で行うというのが基本に改正を行っておりますが、実際指定検査職員というのは、ほかの仕事を持ちながら検査もお願いするという立場でございます。それで、検査する以上は、地方自治法による損害賠償の義務とか負うということで、できるだけその検査範囲を狭めたような格好で今回改正しておりますが、この金額については、全体の過去に行った検査をシミュレーションをして、この範囲であれば事業監理課と指定検査職員と手分けしてできるというところからこのような金額を設定したというところで、他市の事例を参考にしたというわけでもなしに、過去の丹波市において行った検査を分析といいますか、そのような状況からその金額を決めていったというところでございます。

●大内委員長 よろしいでしょうか。

●岡田入札検査室長 補足なんですけれども、全体1,400件と言いましたけれども、業務がそのうち951件……

●北林委員 え。

●岡田入札検査室長 業務ですね。業務が951件、工事が241件、その他物品ございます。工事につきましては、事業監理課検査が77.5%を検査しております。

それから、金額の設定なんですけれども、地方自治法で随意契約を認めております工事でしたら130万円限度と。それに基づいて、財務規則で随意契約の金額を決めております。これに基づいた随意契約ができる範囲の金額としております。

それから、先ほどの担当課長検査の分ですが、担当課で終わらせることだけでなく、担当の部長まで確認をするように、昨年の2月からそういう指導をしているところでございます。

以上です。

●大内委員長 ちょっと先ほどのお話なんですけれども、これ検査部の仕事かどうかわからない。とにかく契約というものは、最初にきちっとした契約をすることがまず大事であると、それからその契約の履行状況をきちっと監督すること、最後に検査というふうにな

るというふうにおっしゃったんですけれども、そうすると最初の契約のチェックっていいですか、抜き出しのチェックでもいいんですけれども、そういうのも検査部のほうでされるのでしょうか。

●足立技監 失礼します。入札検査部では、まず入札、主な係は入札係と検査係に今回分かれました。ですから、入札、各部課から入札をお願いしたいということで依頼が来ます。設計書も回ってきます。もちろん各課なり部のほうで設計書はチェックはしてるわけなんですけれども、再度、入札検査部のほうで再度チェックいたします。それから、業者については、基本的には市内の業者でできる仕事については市内を優先したいというふうな形、いろいろな取り組みがありまして、その中で、業者についても一定の金額によって、業者の点数もございますので、その中から選定をして、その選定をした者について入札審査会というのをやりまして、その中で検討していただいて、そこで通れば入札を執行する。あと検査、あと担当課のほうで、入札指定業者が決定しますと、あと担当課等で契約をしていただいて、後ほど完成しますと検査依頼が来ますので、例えば入札検査部のほうで一定の金額以上については検査をさせていただくということでございます。

●大内委員長 そうしますと、入札部のほうでその契約の内容とか、こういう契約になるんであろうというふうなことはそこでチェックが入るということですかね。入札に来るものについてはチェックが入るということですか。

●岡田入札検査室長 業者の選定、それから入札まではこちらのほうでします。入札行為自体は各担当課でするというふうになります。すみません、契約自体は担当課のほうでするということです。

●大内委員長 そしたら、契約そのもののチェック機能っていうのは特に考えておられないということね。まあまあ、入札で決まるんだから、契約も割とルーティンな場合……

●足立技監 契約については、一定の契約書というのは丹波市の契約書がございまして、工事関係、業務関係、物品関係、それぞれ分かれておりますので、その中の、例えば前払いがあるとか、部分払いがあるとか、その関係する、該当しない部分については削除するようなことは担当課のほうでして、一定の契約書を作ってというようなシステムになっておりますので、そういう形で今までもずっと担当課のほうではやっております。

●北林委員 今回の水道部の関係で、ずっとこういうふうな記録等読ませさせていただきますと、水道課のほうの担当職員も、おそらく事業監理課のほうを通ればチェックが入るというか、深くなる可能性というのは、これ非常にいろんなところで言っておられるんです

ね。結果、通った場合、あるいは課長さんが担当になった場合には、こういうのがあるんですけども、それが通ったからといって、それは負荷がかかるということじゃなくて、繰越しの云々というような問題が残るわけなんですけども、お聞きをしたいことは、事業が完了していないにもかかわらず検査部のほうに相談に来られる場合もあると思うんですよ。こういう場合は、ちょっとできてないけども、これはちょっとしばらくしたらできるし、この書類はまだやけど、これがこういこうこれでできるんやという、それなりのそのときの事情とか、いろいろお話しされたりもある場合もあると思うんですけども、もうそんな裁量は全くないですよ、少なくとも今回からはもうないですよと、こういうことなのか、いや、その相談に来はったら、いろいろなケースというのは考えられるよという、この場で言いにくいかも知れないですけど、あるんか、もうそれは全く規則事項で、もうそんな幅というのはないんですよと、こういうことになるんですか。ちょっと具体の書類もなしに聞くというのはちょっと申し訳ないところなんですけど。

●足立技監 合併前の話をしますと、財政課で検査をしていたのは旧町で1町だけでございまして、あと5町は、執行のときと検査が一緒でした。合併後、財務部の中で、以前ですと事業監理課という形で独立させて、第三者的な立場で検査するということになりました。言われるように、私も以前事業監理課に6年ほど前にいたんですけども、そういう裁量は一切しません。例えばもう一週間待てばもうちょっとというような、例えばそういうようなことについての裁量はいたしません。それで、あくまでも第三者的な目で見ますので、見るというのが基本ですので、ですから今回、独立して、部制をひいて、より厳格であつたり、相談はしていただくのは構わないですけども、厳格な体制をしたいということでそういう形思っておりますので、そういう基本は、やはりルールに基づいてやるということは以前から変わってないです。

●北林委員 市全体のことから考えれば、これはちょっと邪道な話になるんですけども、補助金を取ってくるとか、いろいろな面で言ったら、トータルとして、金目の話からいうたら、それはある程度の裁量の部分の中でやっていくというのは、市全体からしたらプラスになる部分あるかも知らんですね。検査のほうからしたら邪魔になるんですけども。そういうところのより総合的相談というのは、検査部ではもう受け入れられないと。

もう一つ、逆に言ったら、企画総務部長さんの立場からいったら、そりゃどうということになるわけですか。いや、どういうことっていうのは何かというと、例えば国なんかの、あるいは県なんかの補助金云々ということなんです。それも、ほんの少しの時間的な問題

とか、書類上の問題とか、それはそれなりに理屈がつく部分はあるかもわからんと。例えばこういうようなことの場合やったら、それでもやっぱり検査部というのは、セクションからいうたら、その裁量はないというようなことでいいわけですか。

●足立技監 基本的にはその裁量はございません。

●上脇委員 1点だけ、最後にいいですか。

●大内委員長 はい。

●上脇委員 お願いというか、もしこれ、事件発覚後何か改善されたことがあれば、文書があれば文書をちょっと出していただきたいと。というのは、今現場でやられてる皆さん含めて、問題があって、それについて改善しないといけないっていうことはわかってて、ところが今後何年かたてば、人事異動もあって、果たしてあのときはどうだったのかっていうことを見直す上では、何らかの形でおそらく改善点を文書の形で残しておられるんじゃないかなっていうふうに思うんですけども、もし改善されたものがあれば提出していただけないかなと思います。特に検査のところは、いろいろ説明していただいて、あと必ずしも文書になってないものもひょっとするとあるかもしれないんですが、文書でもし残されているものがあればお願いしたいというのと、特に検査以外のところが私ずっと気になってまして、特に告訴事件のほうは、これ課長が内部でチェックして、不正が実は起こっちゃった。だけど、新たな事件のほうは、その事業監理課の主査がチェックして、にもかかわらずチェックできなかった。ある意味、専門の担当でチェックができなかったわけですので、当然このチェック体制の見直しは必要だけど、チェック体制の見直し以外のところで特に何か改善があれば、文書がもしあれば提出していただけたら、私たちもそれ客観的に判断できますので、お願いということです。以上です。

●大内委員長 その文書ってというのは、例えば申し送り事項みたいな感じでまとめてあればそれでいいという、正式のものでなくてもということですかね。

●上脇委員 そうですね、はい。

●大内委員長 あればお願いします。

●元吉委員 そういう意味では、ヒヤリ・ハットみたいな、いわゆる実際に検査にかかり、それがエラーに発生する、もっと前の段階で、ちょっとこんなことを頼まれたんだとか、こういうことどうだろうかとかっていうその問い合わせ事項、相談事項みたいなものを知恵としてためていく、それでみんなで共有するということとはしておられますでしょうか。そういう業務もお仕事の中に入っていますでしょうか。今の類似質問ですけ

ど。

●大内委員長 それはどこに対して。入札検査、あるいは。

●元吉委員 新しく部ができたことによって、その業務を、検査業務自体は担当者がずっとやってらっしゃることはわかるんですけど、検査にかかわる相談業務、こういうような情報のお問い合わせがあったとき、申し送り事項のようなものがあれば情報提供してくださいという、今この場でお出しになるということがされると思いますが、常々そういう業務は担当して、担当範囲の中に解釈してらっしゃいますか。

●大内委員長 ヒヤリ・ハットみたいな事例を……

●足立技監 すみません。我々ちょっと防戦になって申し訳ないんですけど、今の部といっても、職員が検査の事務の職員が1人で担当、部長のほうが増えたということで、正味2人、担当も変わったわけですけども、全てのものが共有してるかということだと思いますと、中身の個々の職員に相談が、電話なり、直接、面接的に会いに来てるのは毎日来ているような状態です。それを全て課長らに、私のほうも全て知ってるか、共有してるかいうたら、今はまだそこまでなってないです。ですから、そういうことについてもどうしていくか、課の打ち合わせはしてるわけですけども、そういう形をどういうにしていくかというのは、今後また詰めていかないといけない問題だと考えております。

●元吉委員 補足で申し上げますと、今ご質問させていただいたのは、今回の件というよりは、今後の不正を防止するという点においては、最後の砦として検査員がいるということの改善点は見受けられたので、それはいいことだと思っています。ただ、そこに頼り切らないと、ダダ漏れ状態では困ると思って、それぞれの原課が、やはり事業の進捗段階で、契約意識とか検査意識を持って仕事の現状把握をするというような教育、研修機能とか、それから相談されたときに、ああ、かつてもこういう事案があるんだよっていうふうなことが、常にそこに行けば知恵がたまっているというプロフェッショナル集団ができていく、担当がかわっても、そこに、兼務者が多くなってくるとしますので、あの人は知ってるけどこの人は知らないということが起こらないようにする仕組みの工夫っていうものがなおあればいいかなと思ひまして、もう既にご予定されているのか、また私たちのほうで何か提案をさせていただくことがあればなと思って、少し先走った質問をさせていただきました。

●足立技監 また、ご提言いただいたらと思います。それから、職員共通の分については、職員課と関係がございますので、例えば研修等については企画総務のほうで不正事務

があつてから2回ほどありました。それから、以前から、事業監理課当時からもうやつて
るわけですがけれども、そういう検査体制の研修会、いついつこういう研修会あるんで参加
をお願いしますとか、こういう形で参加されませんかとか、そういうのは年に数回は、共
通という形で、こういう、例えばこういう工事の研修会があるので、専門家であっても得
意な分野と得意でない分野がありますので、こういう研修会に参加されませんかとかいう
のは以前から事業監理課のほうから、例えば建設部であるとか、そういう該当する部分に
案内はさせていただいております。ですから、今後についても、そういう案内等について
は続けていく必要はあるというふうには思っております。検査についての研修会も、今ま
で私がいたときには1回はありました。それ以外は、ちょっと私記憶ございません。

●余田企画総務部長 先ほど元吉委員のご意見の中には、新たな事案のほうで、ここの検
査を落としたっていうことがあったんですが、これ、前回中野課長からも言わせてもらっ
てると思うんですが、この水道活動の業務検査っていうのは、非常に異質といいますか、
数量、数字が上がってる上に線が1本引いてあるぐらいの世界ですので、こういうふう
に結託されて、法を犯してでも乗り越えるんやみたいな意思でやられると、非常に難しいの
は、これは事実です。例えば建設部のように橋梁を建てるのとは違う、埋設していく、す
る業務の話ですので、これはやはり検査依頼が来て、検査お願いいたしますというような
流れの中で、やっぱり現場も検査をどうしても通り抜けてやろうという目で、もちろんそ
れは甘いと言われると甘いかもしれませんが、ちょっとそのコンプライアンス、誠実さ
に職員が欠けているところは大いにあったと感じております。ですので、市役所でほかの
検査事務も全てこういう事例なんかと言われると、それはそうじゃなしに、ほとんどとい
うか、全部と言いたいんですが、真面目に総括監督官の責任を果たして、事業を遂行し
て、検査依頼を出して検査を受けに来てると。これがもうほとんどでして、この2件のよ
うに、課長まで結託してだまぐらかしにかかったというのは、ちょっと非常に残念ですけ
ど、異様な事案ではあります。

●大内委員長 ちなみにその検査で、検査が年間1,400件とおっしゃってますけれど
も、検査が通らなかったっていうのはどのぐらいのパーセンテージあるんでしょうか、も
しお分かりでしたら教えてください。

●中野前事業監理課長 私が経験した中に、不合格というのはございませんでした、一
部、工事でしたら、手直しという形で、手直しさせて合格と、業務でも、不備があれば、
そこを手直しさせて、その修正後に合格するということはございましたけども、不合格と

いうのはないです。

●大内委員長 今日の進行で私ちょっと気になってるんですけど、水質のほうはまだ全く、全くと言っていいほど進んでないんですけれども、ちゅうどご説明に来ていただいたら。水道関係では、ちょっとその水質検査等についての質問もよろしいんでしょうか。

●上脇委員 次回でもいいことないですか。

●大内委員長 はい。

●上脇委員 要するに、我々のほうで……

●大内委員長 質問事項をつくる。

●上脇委員 うん、か、事前に議論してから。

●大内委員長 そのほうがいいですかね。

●上脇委員 うんうん。議会の百条委員会のやつがそろそろ。

●大内委員長 ああ、そうですか。じゃあ、もう少し我々のほうで議論を詰めてから、またお尋ねしたいと思います。百条委員会のほうはどんな今現在進行なんでしょうか、最新のところはどのようになってるんでしょうか、事務局おわかりになりますか？一番新しいのはいつあったんですか。

●安田総務課長 おとといありました。

●上脇委員 また、続き。

●大内委員長 はい、どうぞ。

●上脇委員 続く。

●大内委員長 ということは、この第三者委員会が前終わった後、2回あったということ。

●安田総務課長 ああ、そうですね。

●大内委員長 その間、2回ありました。またそちらのほうの議事録などを我々のほうにも回していただけますか。もちろんできてから、後ほどで結構です。

まだ、あと少し時間がございますので、ご質問。

●北林委員 よろしいですか、ちょっと。今回提出いただいた資料の中に1日付の人事異動というのがありまして、そういうところも見させていただいて、新聞記事に載せていただいたんですけども、これの大きなところの基本的な考え方ですね、それと今回はこの席には消防の方はおられないんですけれども、もうわかっている範囲内でいいんですけど、公益通報があって、消防長さんが、前は通常市長部局は、消防も市長部局なんですけども、今

回行かれて、そのときにどういう具合にされておられるのかなというのはちょっと気になる場所なんですけれども、あえてこういう人事をやられたところについてのお考えなり含めて、ちょっと教えていただきたいと思います。それは、もうちょっとまた詰めていくことやったら、それはまたそれで結構なんですけども。

●上脇委員 質問で出さないといけませんね。

●大内委員長 なかなか答えられる人が。新聞報道で出てますよね。

●北林委員 ええ、それ今日も……

●大内委員長 そういうふうにその新聞報道にあるような事情であったと、私たちもそう受けとめてよろしいでしょうかね。

●企画総務部長 人事は、もうこれは市長の専権事項、私が言う必要ないんですが、でございます。その中で、丹波市では、今回第三者委員会にお願いしている議案以外にも、公金横領の追及であったりして、その都度、いわゆるその人事異動の必要性が問われていました。それで、25年10月に、今までなかった人事異動についての異動基本方針を掲げまして、異動の目安となるというか、原則論としての目安の年数とか、例えば本庁勤務であれば5年、支所勤務であれば3年、あるいは現金を取り扱う部署の事務職員にあっては3年というような一つ一つのベンチマークを設けて、これにのっとって異動をさせていただいているところでございます。もう十分ご存じだとは思いますが、適材適所でございます。

●北林委員 ちょっとざっとこれ見させていただいたら、例えば消防のほうにも、その消防吏員というんですか、消防職ということで入った方でない方も、何か、何人か今回のことでいろいろおられたと思うんですけれども、いわゆる他の部との交流というのは、意識して何かされたというようなことあるんですか、今回の。

●企画総務部長 消防署には、総務のほうに從來から、現在もそうですが、事務を主にやる職員は……

●北林委員 もう以前からおられていた。

●余田企画総務部長 ええ、以前から。

●北林委員 はいはいはい。特に今回でどうのこうのということとはなかったということですね。

●元吉委員 消防長、トップも消防職の方。

●大内委員長 今回の方は違うんですかね。

●元吉委員 ずっとトップにつかれるケースが多くあるかと思うんですけど、行政職との交流がされてるように、部長級名からは拝見するんですが、そういうわけではないんですか。

●大内委員長 現消防長は行政職から来られてるんですか。

●元吉委員 前消防……

●大内委員長 現、現、現。

●元吉委員 現はそうです。

●大内委員長 生活環境部からかわっておられるね。おわかりにならないければ、また事務局のほうにするようにしますね。

●上脇委員 人事関係はまた別に……

●大内委員長 人事のことはね。

●上脇委員 市長に聞いたほうがいいです。

●元吉委員 あと、丹波市の場合、降格人事っていうのが制度上行うことはあるんでしょうか。

幾つか、4つ質問させていただきたいんですが、降格人事制度はありますか。

それから、人事評価制度は導入されていらっしゃいますでしょうか、もしくは導入される予定はおありでしょうか。

それから、人事制度がなければならないと思うんですが、360度評価のように、上司から部下を評価するだけではなくて、評価とか総合評価のような多面評価みたいなものを取り入れていらっしゃるかどうかは人事評価制度があればの追従質問です。

あともう一つは、職員満足度調査のような、いわゆる風通しがいい職場かどうかという組織診断のようなことは定期的にされていますか、若しくは今までされたことがありますでしょうか。

●余田企画総務部長 1点目の降格は、これは地方公務員法の分限で降格・降給決まっておりますので、あります。ですが、丹波市になってからは分限降格はございません。

それから2点目の人事評価は、勤務評定を毎年行っております。これは全職員でございます。

3点目の逆評価はございません。下るほうです、上から下です。

それから、職員の満足度といいますか、ちょっとその表現とは違いますが、行政改革の事業の中で職員アンケートというのを毎年行っております。

●元吉委員 公開されてますか。

●余田企画総務部長 公開されて——すみません、これホームページ上で公開しているかというのは失念いたしました、公開を前提にペーパーにまとめて、冊子にして配っております。

●大内委員長 アンケート、もう少し詳しく聞いとく、どんな。

●元吉委員 ちょっとどんなもんか、いただけたら。

●大内委員長 差し支えなければ、どんなアンケートでどういう集計をしておられて、どう評価されてるかっていうところまであれば伺いたいですけれども。後々資料でいただいて結構です。

●元吉委員 それと、それを調査されてたら、その事前、事後とかに職場でそのことについて話し合うとかいう取り組みはされているかも補足しておきましょう。

適材適所という言葉が先ほど出てましたけれども、単に人事異動をしまえばいいということではなくて、職場の中でどうやったら、悪気があって悪くしようと思う人は余りいなくて、本人がよかれと思ってるけども、受ける立場の人から見るとそうはなりたくなかったとか、齟齬が起こりやすいものだと思いますので、さっきのその調査があったりすれば、それを部署ごとに、ああ、何でこんな数字になったんだろうねとかっていうことを話し合う機会を持って、職場改善も自分たちで計画するとかっていうつながりがあれば、調査の結果が生かせると思うんですね。ただ調査をして、もうそれを何に生かすのかっていうことがないといけないので、それがどんなに活用されているのか教えていただけないですか。

●余田企画総務部長 職員研修の中で、自我といいますか、OJT研修を各部署に担当を置きまして、その中で、今おっしゃったようなアンケート結果をテーマに、職場ごとの改善などを行っている部署もあります。全てではございません。

申し添えさせていただきますと、私の記憶が間違いなければ、組織風土とか、職場風土という言葉が出だしたのは、やはりここ、この不祥事があった頃からだと思っております。それ以前に、そういうような組織の風土であるとかというようなことを、元吉委員おっしゃるように、一つの人事マップとして、何点であるでしょうねというようなことを聞いたり、それをバックして、じゃあもう少し、10点上げるためにはどういう取り組みをしたらいいですかというような議論はございませんでした。

●元吉委員 特に消防とかの場合に、上意下達が強い組織の場合、それは当然必要な業務

管理の思考行動パターンではあるんですけども、そうじゃない関係性をつくるという場面も必要になってきていることが最近はあると思いますので、職場のあり方をみんなで考えていく機会を提供することは大切な、いい取り組みだと思いますので、その状態把握があり、それを改善しているという仕組みがあれば、その仕組みの状況と、いつ行っているのか、また行っている部署と行っていない部署があるっていうのも、ちょっと私には定かで、意味がわからなかったんですけども、その実施状況を教えていただければと思います。

企業の場合も、セクシュアルハラスメントとかパワーハラスメントとか個人情報管理とかっていうのは、ここ数年の間に急速に職場環境に対するセンシティブな状況っていうのは起こってきていて、既に管理職になっている人たちが経験していた職場のそれぐらい当たり前だろうという感覚と、若い人たちが期待している職場にこれは当たり前だろうという感覚のギャップが起こるっていうのが、特にこの不祥事があったからだけではなく、時代環境の変化があるので、常にその状況認識を調査とかでして、お互いのギャップをお互いに認識しながら、どういうふうにそれを折り合いをつけたらいいのかっていう改善は結構どの民間でも必要になってきているプロセスだと捉えています。

●大内委員長　ですから、ここどうでしょう、25年度は実施してらっしゃるね、アンケート。毎年するわけではないんですか。毎年。一番近いところの、じゃあアンケートの項目とその集計結果というのを、もちろんそれをどう利用したかというのがあれば、それを加えて資料としていただければ、こちらのほうとしても、じゃあもっとこういう形で職員に聞いたほうがいいんじゃないかとか、その結果をどう利用したらいいんじゃないかとか、そういう意見を出させていただくとすれば、その参考にもなりますので、お願いしたいと思いますということよろしいですかね。

●元吉委員　24と、そのもう一個前がこういう取り組みの前ですかね。

●大内委員長　不祥事の前ということですか。

●元吉委員　はい。

●上脇委員　不正発覚前ということ。

●元吉委員　そうです。

●大内委員長　不正発覚前と後で変わってるかどうか。

●元吉委員　転換点があれば。

●大内委員長　前と後で職員の意識も変わってるということであれば、非常にいいことで

すし、参考になりますので、ちょっとそしたら、発覚前、発覚後ということで資料提供をお願いできますか。

●上脇委員 1点。パワハラの話が出たんで、せっかく来ていただいたので聞いておきます。

1回目にひよっとするとご説明があったかもしれませんが、公益通報についての教育、周知徹底っていうのはどうされてるかというのをちょっと確認したいんです。この事件発覚後、改善が見られたのかどうかもあわせて教えていただきたいんですけど。

というのも、消防に関しては、いろいろ資料を読ませていただくと、どうもパワハラみたいなものがあつたのではないかなっていうのがちょっと見え隠れするんですね。先ほどもちょっと世代間の話もありましたが、ひよっとするとこういう問題でちゃんと学習しないといけないのは管理職かもしれないと。むしろ一般の職員の方は新しく意識を持って入ってこられた方で、そういう問題については敏感に、社会の変化もあって、順応できるかもしれませんが、ひよっとすると昔からおられる方が、一番そういう問題についてちゃんと学習しないといけないのかなっていう気もするものですから、公益通報制度についてちゃんと説明する機会というのを毎年設けられているのか、あるいは特に管理職を対象にさらなる徹底を図っておられるのかどうか、事件発覚前と後とで違いがもしあればちょっと教えてください。

●余田企画総務部長 公益通報につきましては、従前より制度を設けていたのですが、実際に広く職員に知れ渡ったとしたら、今回の水道部のメイケンのときの報告書に公益通報の位置づけを書いたり、それから職員に周知をしたということでございます。

今回の消防が起こった後も、公益通報制度については広く周知をいたしておりまして、公益通報事案ではないんですが、そういう職員からの内容が、私の記憶では3件ほどですか、過去に比べると来るようになっていて、大きく変化していると思います。

それから、職場におけるパワハラといいますか、指導と捉えている者もおりますし、確かに若い職員と従前からいる職員の間で、何かその認識は違っているところは大いにあります。特にああいうような現場ですので、命を預かっている現場で、四の五の四の五の言ったら、それは助かるものも助からないわけで、そういう指揮命令系統の明確さがちょっと正しくおさまっていなかったようなところもございます。

ただ、管理職全体としても、この分野については、これから学習やら研修に努めていかないたし方ないかなというような実際の現状でございます。

●元吉委員 私は精査していただいた中に横浜市の消防局があるんですけども、もちろん上意下達できっちりと仕事をされる一方で、現場の発案を生かしてよりよい組織にしていく、よりよい新しい仕事のやり方をしていくということにおいては、必ずしも非常時の上意下達だけではなく、ボトムアップ型の提案を受け付けて、職場みんなで改善していくという取り組みを行うことによって、結果的に下からの声が通りやすいという職場づくり、上も今までの上意下達をないがしろにするわけではなく、新たな取り組みとしての併用をするというような、3,000人の母体ですけども、一斉にそれを始めたという事例があります。

そこで、質問が、丹波市においては、職場の改善活動というようなものは職員に対して行ったりはされていますでしょうか。消防だけに限らなくて、全部局情報でも結構です。お教えいただければ。

●余田企画総務部長 職場改善につきましては、それこそ25年の温水プールでの公金横領の事件の以後、研修形式ではございますが、この消防も含めて2回行っております。ただ、本格的に、委員おっしゃるところのような各職場単位での裁量となりますと、今年度から予算化して取り組もうといたしているところでございます。

●大内委員長 今年度から予算化してってということは、もう具体的に進んでるわけですけども、その予算でどういうことをされるご予定なんでしょうか。ちょっとお聞かせいただきたいです。

●余田企画総務部長 温水プールの公金横領にしても、例えば今回の消防あるいは水道の分にしても、やはり根本的な何かコミュニケーションがとれていない、それは先ほども言わせてもらいましたが、知らない人と一緒に働く習慣がなかった、知らない人を仕事を通じて知って協調していこうという能力といいますか、文化というものがなかったということの中で、やはり現在656人を抱えているわけで、これは人事異動を繰り返していく中で、やはり知らない人と仕事をしていくっていうふうな環境はいつまでも続くわけですので、今申しましたような、知らない人とお仕事を通じて協調し、コミュニケーションをとっていけるような職場風土ができればと考えております。

●大内委員長 理想は分かるんですけど、具体的には、じゃあ研修のようなものをされるんですかね。研修のようなものを考えてらっしゃいますか。

●余田企画総務部長 はい。一方的な研修で、誰かが教えるという世界じゃないと思っております。先ほどのアンケートの結果もあるんでございますけども、もう少し実践的とい

いますか、効果がはね返るようなものにしたいなとは思っています。

●大内委員長 今後具体化されていくということですね。

●余田企画総務部長 そういうことです。

●元吉委員 先ほど、改善活動の中でそういうことをしていこうと思うと、コミュニケーションをよくすることですが、どちらの方向によくなっていくのかという、今度目標管理が必要になってきます。事業の目標、そして事務事業評価をされていらっしゃると思いますが、組織全体で組織目標管理、もしくは個人の目標管理っていうものは実施していらっしゃいますでしょうか、全庁的にもです。

●余田企画総務部長 組織の目標管理はいたしておりますが、個々の目標管理はペーパー上はいたしておりません。

●元吉委員 組織目標管理はしてらっしゃると。ということは、消防とか、それぞれの部署長は、今年どういう職場にしていくなかの目標設定があるということですね。

●余田企画総務部長 そうです。

●元吉委員 ああ、そうですか。それ……

●余田企画総務部長 いや、ただし、それは……

●元吉委員 非公開なんですか。

●余田企画総務部長 いやいや、そうじゃない。結果としてのその職場風土づくりみたいなものからいうと、それが本当に末端までオーソライズ使って、これに、このフラッグに向かってやっていこうというふうな認識に立っているのか、あるいは管理職の分だけでペーパーに落とされているもんかという……

●元吉委員 ペーパーはあるってということですね。

●余田企画総務部長 あります。全部あります。

●元吉委員 職員もそれは見ることができる。

●余田企画総務部長 見ております。見ておりますし、面談もいたしております。

●元吉委員 面談もしてる。

●余田企画総務部長 はい。目標管理を設定した時点での面談もいたしておりますし、中間の上半期・下半期のところでも面談もいたしておりますし、年度末での面談もいたしております。

●元吉委員 今回の事案にかかわる該当部局の情報をご提供いただいてもよろしいでしょうか。何年分にしますか。

●大内委員長 水道部と消防本部ということですね。

●元吉委員 何年分に。

●大内委員長 何年度。

●元吉委員 3年分の。

●大内委員長 消防の場合は23、24、25ぐらいでいいですかね。

●元吉委員 今年の分もあればですけど。

●大内委員長 ああ、そや。まず今年はどうなのかっていう。

そうしましたら、水道部と消防につきまして、26年度からさかのぼって、20、どこぐらいまで。

●元吉委員 3、4、5、6ぐらいですかね。

●大内委員長 23、4、5、6。それぞれ目標とその評価、面接してらっしゃるんだったら、評価もあるわけですかね、達成度的なことが。

●元吉委員 そうですね。

●大内委員長 そういう資料がありましたら出していただければと思います。

今水道部いらしていただいてるんで、今年目標は何ですか。そんなスローガンみたいな簡単なものじゃないんですよ。かなり、何て言うか、膨大なではないけれども。簡単にスローガンみたいなものじゃなくて、具体的な目標がずっと上げられてると、そんな感じですか。

●山田水道部長 そうですね。

●余田企画総務部長 目標が4項、従前課としたら4項目から6項目程度です。そういうスローガン的なものじゃなしに、いわゆる事務事業ベースでございます。

●上脇委員 それには、実は最初質問があったケースなんですが、例えば計画が順調に進んでないと、そのときの目標の修正も含んでるってということなんですかね。それはまた別ってことですか。

●余田企画総務部長 それは、ちょっと実際の水道部の目標管理を見てみないと……

●上脇委員 じゃあ、出していただいて。

●余田企画総務部長 大体いっとるかどうかっていうのはよくわかりません。

●大内委員長 予定の時間、もう過ぎてしまいましたんですけども、長時間本当にご説明いただいて申し訳ないんですが、この程度にさせていただいて、あとはまた事務局通じて、必要な資料あるいは質問があればさせていただくということでよろしゅうございまし

ようか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●大内委員長 それじゃ、一応午前中の会議はこれで終わらせていただくことにいたします。どうもどうもお疲れさまでございました。

午後0時39分 閉会